六十　適格購入事業法人等向けエクスポージャープール　次に掲げる性質のすべてを有する購入事業法人等向けエクスポージャーによって構成された分散度の高いプールをいう。

イ　購入債権の譲渡人が独立した第三者であり、かつ、購入債権を譲り受けた内部格付手法採用最終指定親会社が直接又は間接に信用供与を行ったものでないこと。

ロ　購入債権の譲渡人と購入債権の債務者の間における購入債権に関する取引が、独立した当事者間における取引であること。

ハ　購入事業法人等向けエクスポージャーの譲受人が購入事業法人等向けエクスポージャーのプールからの元利払いの全額又は一部について権利を有すること。ただし、一部の場合は当該購入事業法人等向けエクスポージャーに係る他の権利者とエクスポージャーの額の割合に応じて比例配分する場合に限る。

六十一　EL$_{dilution}$　購入債権のプールに含まれるエクスポージャーの総額に対する希薄化リスク部分に相当する一年間の期待損失率をいう。

六十二　トップ・ダウン・アプローチ　第百四十七条第二項から第九項までの規定により、購入債権のPD又はLGDを推計する方法をいう。

六十三　購入リテール向けエクスポージャー　内部格付手法採用最終指定親会社が第三者から譲り受けたリテール向けエクスポージャーをいう。

六十四　購入債権のディスカウント部分　第三者から購入債権を購入した場合の当該債権の名目価額と取得価額との差額をいう。

六十五　裏付資産　証券化エクスポージャーに係る元利金の支払の原資となる資産を総称していう。

六十六　信用補完機能を持つI／Oストリップス　資産譲渡型証券化取引において証券化目的導管体に譲渡した原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるように仕組まれたものをいう。

六十七　資産譲渡型証券化取引　証券化取引であって、原資産の全部又は一部が証券化目的導管体に譲渡されており、当該取引における投資者に対する支払の原資が当該原資産からのキャッシュ・フローであるものをいう。

六十八　オリジネーター　次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

イ　直接又は間接に証券化取引の原資産の組成にかかわっている場合

ロ　第三者からエクスポージャーを取得するABCPの導管体又はこれに類するプログラムのスポンサーである場合

六十九　クリーンアップ・コール　証券化エクスポージャーの投資者がその全額について支払を受ける前に、証券化目的導管体が残存する証券化エクスポージャーの買戻し又は償還を行うことができる権利をいう。

七十　証券化目的導管体　証券化取引を行う目的で組織された法人、信託その他の導管体であり、次に掲げる性質を満たすものをいう。

イ　定款又は契約において、当該導管体の活動が当該目的の遂行のために必要なものに限定されること。

ロ　オリジネーター及び原資産の譲渡人の信用リスクから隔離されていること。

七十一　契約外の信用補完等　証券化取引において、最終指定親会社等が当該取引に係る契約上の義務でないにもかかわらず、当該取引に係る信用リスクを引き受けることにより証券化取引に関与する他の契約当事者に信用補完を行うことをいう。

七十二　合成型証券化取引　証券化取引であって、原資産の信用リスクの全部又は一部が原資産を参照債務とするクレジット・デリバティブ、原資産に対する保証又は原資産を被担保債権とする質権の設定その他これらに類する方法により移転されており、投資家が原資産の信用リスクを負担しているものをいう。

七十三　適格流動性補完　証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であって、かつ、次に掲げる性質のすべてを満たすものをいう。

イ　信用供与の条件が契約により明確に定められていること。

ロ　信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。

ハ　信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニ　デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するために、裏付資産の信用力の審査を行っていること。

ホ　流動性補完の対象となる証券化エクスポージャーに適格格付機関が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において当該証券化エクスポージャーに付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。

ヘ　流動性補完の提供者が利益を受けうる信用補完がすべて利用された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。

ト　証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。

七十四　市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完　適格流動性補完のうち、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イ　市場が機能不全となっている場合（異なる取引に関係する複数の証券化目的導管体が、満期を迎えるABCPの借換えを行うことができない場合であって、その原因が証券化目的導管体の信用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これに類するときをいう。以下同じ。）に限り利用可能であること。

ロ　市場が機能不全となっている場合における証券化エクスポージャーの投資家に対する支払のために最終指定親会社等から支払われる資金は、当該証券化エクスポージャーの裏付資産により担保されており、かつ、その返済順位が当該証券化エクスポージャーと同順位以上であること。

七十五　適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス　投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十八号において同じ。）が行う信用供与であって、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ　実行した信用供与の全額について裏付資産から生じるキャッシュ・フローから最優先で返済を受ける権利を有するものであること。

ロ　サービサーが任意に事前の通知なくして取り消すことができること。

七十六　コントロール型の早期償還条項　次に掲げる性質のすべてを満たす早期償還条項をいう。

イ　早期償還が行われる場合に十分な償還原資及び流動性を確保するための適切な計画が存在すること。

ロ　すべての取引期間（早期償還が開始されてから債務の返済が完了するまでの期間を含む。）にわたって、毎月の一定時点における最終指定親会社等及び投資家の未収債権の残高の割合に応じて利息、元本、費用、損失額及び回収額が配分されること。